

# お知らせ ご案内

平成16年度河川愛護  
モニターを募集します  
旭川開発建設部・管理課企画係  
☎0166 24 2131

## 応募資格

満20歳以上の健康な方で、  
モニター区間からおおむね  
5キロメートル以内に居住  
し、モニター区間の河川に  
接する機会が多く、河川愛  
護に関心をお持ちの方。

## 業務内容

モニター区間の河川に関  
して、河川の利用、河川の  
環境、河川の愛護活動の情  
報などを、月1回程度報告  
していただきます。

モニター区間  
空知川／富良野市山部橋

から南富良野町下金山水管  
橋までの両岸

募集人員 1名

任期

平成16年5月1日から10  
月31日までの6カ月間

報酬

月額 2,320円

応募方法

官製ハガキに郵便番号、

住所、氏名、年齢、性別、

職業と電話番号、その他地

域における活動などを記入

し、「河川愛護モニター希

望」と明記のうえ、次のあ

て先へ送付してください。

〒070 8528

旭川市8条通12丁目

旭川開発建設部管理課

「河川愛護モニター募集」係

応募締切

平成16年4月5日(月)必着

選考方法

旭川開発建設部において

実施し、結果を通知します。

お問合わせ先

旭川開発建設部

管理課企画係

☎0166 24 2131

旭川開発建設部

富良野河川事業所

☎0167 23 3347

軽自動車税の手続きを  
忘れていませんか？

町民税務課(税務係)

☎52 2145

軽自動車税は、毎年4月  
1日現在で原動機付自転車  
や小型特殊自動車、軽自動  
車、2輪の小型自動車を所  
有されている方に課税され  
ます。

所有者などの登録状況は、  
「軽自動車税申告書」の受付  
日で判定されますので、申  
告が遅れると1年分の税額  
を余分に納めたり、前の所  
有者に納税通知書が送付さ  
れるなど迷惑をかけること  
になります。

新たに購入したときや他  
の方に譲り渡したとき、廃  
車、保管場所を変更したと  
きなどは、すみやかに申告  
書を提出しましょう。

申告書の提出先

◆原動機付自転車・小型特  
殊自動車

役場町民税務課税務係

◆軽自動車

旭川地区軽自動車協会

◆2輪の小型自動車

旭川地方家用自動車協会

自動車税の住所変更を  
忘れずに

北海道上川支庁・税務部管理課

☎0166 46 5111

自動車税は、毎年4月1  
日現在で自動車をお持ちの  
方(運輸支局に登録されて  
いる方)に納めていただく  
道税です。

引越などで住所が変  
わった場合などは、納税通  
知書が正しく送られるよう  
にするために、次の手続き  
を忘れずにしてください。  
住所が変わった場合

運輸支局で変更登録をし、  
支庁に自動車税の住所変更  
の届出をしてください。  
(役場の税務担当窓口へ届  
出用のハガキがあります。)  
自動車を買った場合  
運輸支局で移転登録をし  
てください。登録をしない  
と、自動車の売り主の方に  
納税通知書が送られます。  
自動車を廃車にした場合  
運輸支局で抹消登録をし  
てください。登録をしない  
と、廃車にした自動車の納  
税通知書が送られます。

## リサイクルQコーナー



お譲りします！

【お譲りします】  
ルームランナー

【お譲りください】

学生服(上下・身長170cm男子中学生用)/パソコン/  
応接セット(机・椅子)/ソファ(3人掛以上)/  
幼児・児童(0~12才)向けの本/  
幼児・児童(0~12才)向けのビデオテープ/  
幼児(0~3才)用教材(ビデオ・CD・カセット・絵本など)/  
スキーウェア(90~100cm・女子用)

問い合わせ・ご連絡先  
企画商工課(広報広聴係) ☎52-2115

お譲りください！